

大正八年一月廿三日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

左ノ通官報へ登載相成可然哉

案

○葬儀東京事務所設置 東京ニ

於ケル故大勲位李太王葬儀事務所ヲ
宮城内内閣ニ置ク

官報

號

外

大正八年一月二十七日

月曜日

印刷局

勅令

朕故大勳位李太王國葬ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正八年一月二十七日

内閣總理大臣 原敬

勅令第九號

大勳位李太王薨去ニ付特ニ國葬ヲ行フ

辭令

故大勳位李太王葬儀掛長被仰付 朝鮮總督府政務總監 山縣伊三郎

(各通)

故大勳位李太王葬儀掛次長被仰付 式部次長公爵 伊藤 博邦

内閣書記官長 高橋 光威
内閣書記官 下條 康應
内閣書記官 別府總太郎
拓殖局長官法學博士 木下 道雄
拓殖局書記官 古賀 廉造
宮内書記官 入江 海平
大木 章雄

官報號外

大正八年一月二十七日

(三) 第三種郵便物認可

宮内事務官子爵

式部官

李王職次官

(各通)

朝鮮總督府內務部長官

朝鮮總督府總務局長

朝鮮總督府秘書官

朝鮮總督府事務官

朝鮮總督府技師

朝鮮總督府通譯官

陸軍少將

海軍大佐

朝鮮總督府警務總長

從四位勳一等子爵

式部次長公爵

故大勳位李太王葬儀掛長被仰付

李王職贊侍子爵

故大勳位李太王葬儀祭官副長被仰付

以上十七日二内閣

故大勳位李太王葬儀

●葬儀東京事務所設置 東京ニ於ケル故大勳位李太王葬儀事務所ヲ宮城内内閣ニ置ク

大勲位李太王薨去ニ付特ニ國葬ヲ行ハ
ヘキ旨勅令ヲ以テ本日官報號外ニテ公布セ
ラレ葬儀掛長以下夫々任命セラレタリ國葬
ニ要スル經費ハ大約拾萬圓ニテ不日大正
七年度豫算追加トシテ帝國議會へ提
出セラルヘシ

葬儀ハ通常ノ國葬式ヲ原則トシ之ニ朝
鮮ノ舊慣ヲ加ヘ行フコトトシ東京ニ於ケル
葬儀事務所ヲ内閣ニ設置シタリ